

# 第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義

## 1-1. 経緯

### 1 経緯

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、総務省から地方公会計制度の指針が示され、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類の作成が求められ、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の2つの方式が示されました。

地方公会計の整備(財務書類の整備)は、全国的にも進められ、上記2つの方式以外にも「東京都方式」等、複数の会計基準があり、団体間を比較することが難しいなどの課題もあったことから平成26年度に総務省から「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体は平成29年度末までに「統一的な基準」に準拠した財務書類の作成が必要となりました。

#### 【新地方公会計制度(2つのモデル)】

平成 18 年 5 月	「新地方公会計制度研究会報告書」
平成 19 年 10 月	「新地方公会計制度実務研究会報告書」

#### 【新地方公会計モデル】

平成 21 年 1 月	「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引き」
平成 22 年 3 月	「地方公共団体における財務書類の活用及び公表について」
平成 23 年 12 月	「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引き」

#### 【統一的な基準】

平成 25 年 8 月	「今後の新地方公会計推進に関する研究会中間まとめ」
平成 26 年 4 月	「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」
平成 26 年 9 月	「財務書類作成要領」「資産評価及び固定資産台帳の手引き」
平成 27 年 1 月	統一的な基準による地方公会計の整備促進について(総務大臣通知) 統一的な基準による地方公会計マニュアル
平成 29 年 8 月	統一的な基準による一般会計等財務書類及び連結財務書類 における注記例 統一的な基準による地方公会計マニュアルに掲載のQ&Aの追加

## 1-2. 意義

地方公共団体における予算・決算に係る会計(官庁会計)は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報(ストック情報(資産・負債)や見えにくいコスト情報(減価償却費等))を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、その補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。

また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となるので、公共施設等の将来更新必要額の推計や、事業別・施設別のセグメント分析など、公共施設等のマネジメントへの活用充実につなげることも可能となります。

### 地方公会計の意義

#### 1. 目的

- ①説明責任の履行  
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ②財政の効率化・適正化  
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

#### 2. 具体的内容(財務書類の整備)

##### 現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

補完



##### 発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計	企業会計
・貸借対照表	・貸借対照表
・行政コスト計算書	・損益計算書
・純資産変動計算書	・株主資本等変動計算書
・資金収支計算書	・キャッシュ・フロー計算書

#### 3. 財務書類整備の効果

- ①発生主義による正確な行政コストの把握  
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ②資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握  
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

総務省資料より

## 第2章 統一的な基準の特徴

## 2-1. 公会計基準の比較

### 1 公会計基準の比較

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資金収支計算書</li> <li>※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資金収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資金収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○正味財産変動計算書</li> <li>○キャッシュ・フロー計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○業務費用計算書</li> <li>○資産・負債差額増減計算書</li> <li>○区分別収支計算書</li> </ul>
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得原価が判明…取得原価</li> <li>・取得原価が不明…再調達原価</li> <li>※取得原価の判明・不明の判断</li> <li>※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円)</li> <li>※売却可能資産は売却可能価額を注記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用資産土地…固定資産税評価額建物等…再調達原価</li> <li>○インフラ資産土地…取得原価建物等…再調達原価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共資産…決算統計データから取得原価を推計</li> <li>○売却可能資産…売却可能価額</li> </ul>	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額</li> <li>○公共用財産…取得原価</li> <li>○物品…取得原価</li> </ul>
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

## 2-2. 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い

### (1) 概要

総務省方式改訂モデルと統一的な基準を比較すると、大きく分けて3点の変更点があります。

#### ①『発生主義・複式簿記の導入』

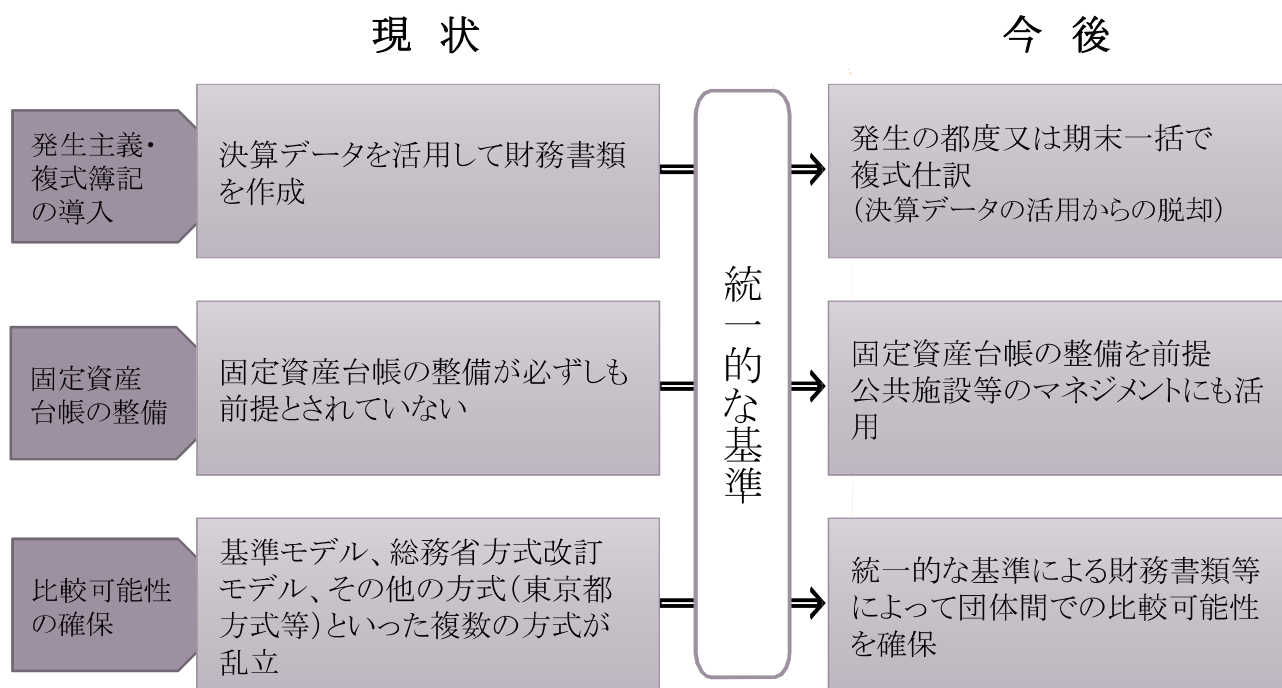
総務省方式改訂モデルは決算データを活用して財務書類を作成していましたが、統一的な基準では伝票単位で複式仕訳を実施を行い、発生主義会計を導入します。

#### ②『固定資産台帳の整備』

総務省方式改訂モデルでは必ずしも固定資産台帳の導入が前提とされていませんでしたが、統一的な基準では固定資産台帳の整備が必須となり、公共施設等のマネジメントにも活用可能となります。

#### ③『比較可能性の確保』

地方公会計制度の会計基準は従来、様々な会計基準が存在していましたが、平成30年3月末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を整備するため、団体間での比較可能性が確保されます。



総務省資料より

# 第3章

## 財務書類の概要

## 3-1. 統一的な基準の財務4表概要

### ◆貸借対照表とは…

年度末時点での自治体の資産及び負債の残高を表しています。

総資産は、財源等の運用状況を表しています。

負債及び純資産は、総資産をどのような財源で負担したかを表しております。負債は将来世代の負担を表し、純資産は過去及び現役世代の負担を表していると一般的には言われております。

### ◆行政コスト計算書とは…

会計年度の行政活動に係る費用と行政サービスの受益者負担の関係を表しています。

経常的に発生する費用を「経常費用」、臨時に発生する費用を「臨時損失」に区分して表示しております。

経常費用：行政サービス提供のために費やしたもの

- ① 人件費：職員給与や議員報酬など
- ② 物件費等：備品、消耗品及び施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など
- ③ その他業務費用：支払利息、徴収不能引当金繰入額、市町村債償還の利子など
- ④ 移転費用：他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など

経常収益：行政サービス提供により住民等がその対価として支払い、自治体が得られるもの



## 3-1. 統一的な基準の財務4表概要

### ◆純資産変動計算書とは…

純資産(過去及び現役世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産)が、どのように増減したかを区分して表したものです。

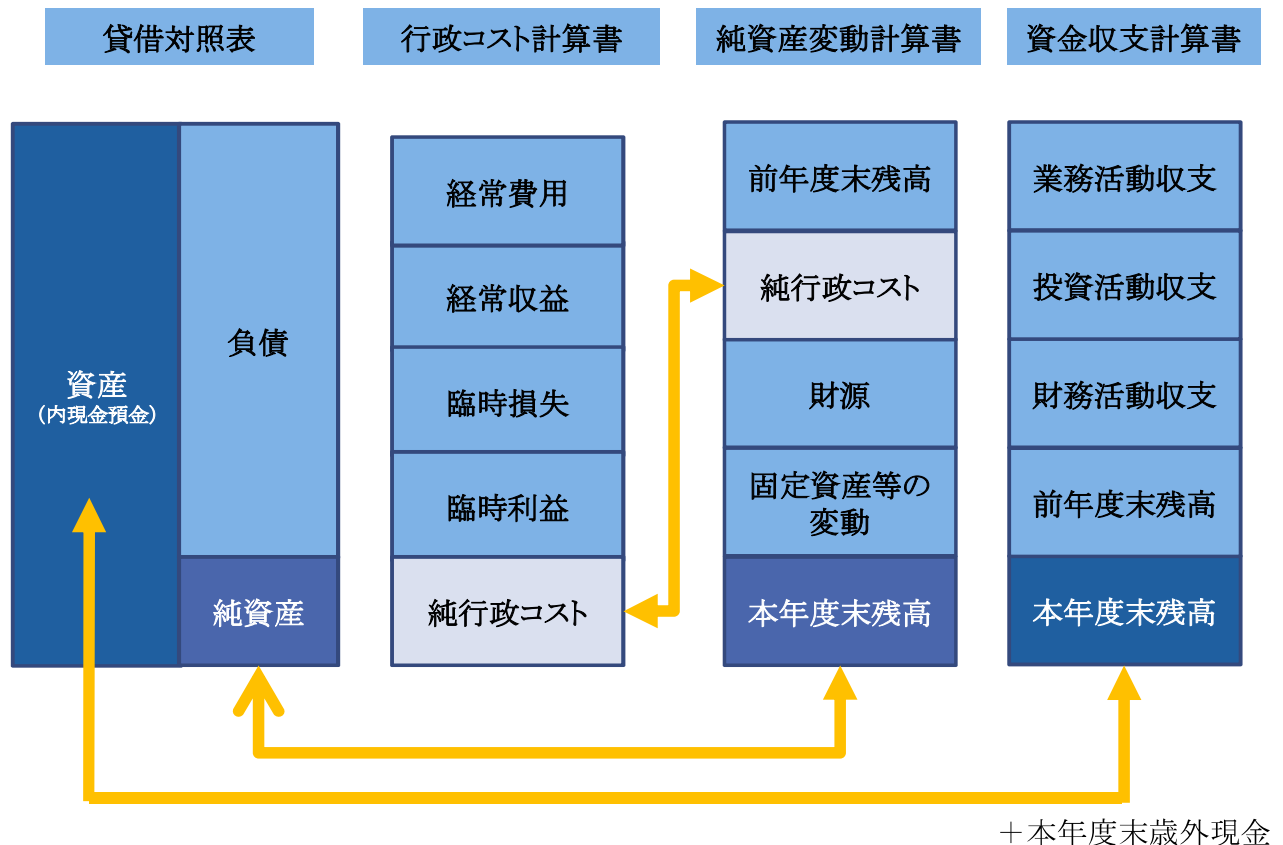
- ① 純行政コスト:行政コスト計算書の純行政コストとなります。
- ② 財源:財源をどのような収入(税込等、国庫補助金)で調達したかを表示
- ③ 固定資産等の変動:  
社会資本の取得額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額又は、基金、貸付金、出資金など長期金融資産の増加額又は減少額
- ④ 資産評価差額:資産の評価替えに係る差額を表示
- ⑤ 無償所管換等:無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等

### ◆資金収支計算書とは…

- ① 業務活動収支:行政サービスを行なう中で、毎年度継続的に収入、支出されるものを表しています。
- ② 投資活動収支:学校、公園、道路などの資産形成や投資、基金などの収入、支出などを表しています。
- ③ 財務活動収支:公債、借入金などの収入、支出などを表しています。

## 3-1. 財務4表の相互関係

4つの財務書類【財務書類の体系(4表)】で構成されます。それぞれのイメージは以下のとおりとなります。



財務書類の相互関係